

# Journal of Intelligence Science in Local Research

## 編集委員会要綱

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、Journal of Intelligence Science in Local Research 要綱（令和8年4月1日制定）第4条の規定により設置される編集委員会について、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 編集委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究機構長
- (2) 研究機構長が指名する教職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員を選任した研究機構長の任期の終期までとする。

2 委員は、再任させることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、研究機構長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、編集委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、編集委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は関係者に対し、資料の提出等の協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 編集委員会は、会議の議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第8条 編集委員会の庶務は、総務部研究・地域連携課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、研究機構長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。